

学生のみなさんへ守っていただきたいこと

大学生活を送る上で以下の8項目、守っていただきたいことがあります。

(1) 通学マナー

近隣の方より、本学学生の通学マナーについて、以下のような多くの注意をいただいています。通学路は時間帯により混雑します。周りへの配慮を心掛けるようにしてください。

- ・道幅に広がって歩き、避けるなどの配慮がない
- ・ゴミやタバコの吸い殻等のポイ捨て
- ・昼夜関係なく、大声を出して喋りながら歩く
- ・ながら歩行（ヘッドフォンを聞きながら・スマートフォン等を操作しながら・しゃべりながら）で周りに配慮しない
- ・歩行喫煙（世田谷区では条例により「歩きたばこ」「路上での喫煙」は禁止されています）

世田谷キャンパスについては通用門に通じる第1通学路（ハッピーロード商店街経由）は、駅に向かう住民や自動車の往来も多い上、歩道も狭く混雑しやすい状況です。一方、北門に通じる第2通学路（尾山台小学校経由）は、比較的混雑せずに登校することが出来ますので、こちらを利用してください。

(2) 自転車通学

各キャンパスに自転車専用駐輪場を設置しています。指定の場所に必ず駐輪してください。自転車の危険運転によるトラブルも多発しています。法律改正により厳罰化され、事故を起こした場合は多額の賠償金を請求されることもあります。

(3) 自動二輪車（オートバイ）通学

自動二輪車（オートバイ）での通学は毎年複数の事故が報告されることや、騒音・運転マナーの苦情も多いことから、自粛（等々力キャンパスは禁止）としています。やむを得ずオートバイを利用する場合は、指定された駐輪場に整然と置くこととしています。指定場所へ必ず駐輪してください。また、アイドリングによる騒音や危険走行は禁止です。

(4) 自動車通学の禁止

自動車での通学は全面禁止としています。しかしながら、近隣店舗の駐車場へ違法駐車する学生の苦情が多発し、大学としても対応することになり、苦慮しています。大学では、迷惑駐車をした場合、保護者の呼び出しや停学等を含む厳重注意を行います。

なお、世田谷キャンパスの近隣コンビニエンスストアでは、本学学生が20分以上駐車した場合、罰金1万円を徴収されているという実態がありますのでその点もご留意ください。

(5) 喫煙マナー

本学では、全キャンパス建物内での喫煙は禁止されていますが、所定の喫煙所でのみ喫煙を許可しております。喫煙所はキャンパス工事などで変更される可能性があります。喫煙所には喫煙所であることを示す目印があるので、しっかり確認してください。しかしながら、これ以外の許可されていない場所での喫煙や吸い殻のポイ捨てなどが確認されております。残り火による火災の可能性もあり、大変危険です。歩行喫煙、所定の場所以外での喫煙、吸い殻のポイ捨ては厳禁です。

(6) 宗教やマルチ商法などの勧誘活動

大学生を標的とした様々な勧誘が後を絶ちません。被害ケースは多々ありますが、警戒心を抱かせないように自分達の身分や正式名称、本来の目的を隠して接近してきます。大学生の興味・好奇心を利用したサークルやイベント、就職活動中の大学生の向上心を利用した自己啓発セミナーへの参加の呼びかけ。参加者には高額な入会金の支払いと教材の購入を強制するものや、投資セミナーで、誰でも簡単に大金を手にするなどという甘い儲け話を吹き込まれ、先行投資と称して高額な投資 USB を購入させられたりするものもあります。いずれも家族などに相談させる間を与えず、畳み掛けるように契約、支払いに持ち込まれています。高額な支払額で手持ちがない場合でも、消費者金融から借金をさせて支払いをさせるようです。借金を背負った被害者は早く借金分を取り戻そうと、紹介料キャッシュバックを目的として勧誘に奔走します。学内（学科学年の隔てなく）での勧誘活動を行ったケースも実際に報告されています。

在学中に多額の借金を抱えることになったり、危険な活動（違法な商品の売買や勧誘）にあっていると感じた場合、あるいは友人がそのような状況にあると判断される場合は、クラス担任や学生支援センターにすぐに相談してください。

東京都消費生活総合センターより配信される【消費生活に関する若者向け注意喚起情報】をポータルサイトのお知らせに掲載しています。

消費生活に関する若者向け注意喚起情報を発信し、トラブルに巻き込まれないために気を付けてほしいポイントが紹介されていますので、参考にしてください。

(7) SNS等の利用

容易に情報を発信できる世の中となりましたが、肖像権や著作権の侵害、他人の画像等を本人の許可・同意無く、個人のSNSに掲載すると刑事や民事訴訟対象となり得る場合があります。近年、本学にもSNS等の情報を元にした多くの情報が寄せられており、明らかにコンプライアンスに反する悪質な行為と判断した場合には、「学生の懲戒に関する規程」に則り、処分する場合があります。注意してください。

(8) クリーンキャンパス運動

本学では、「クリーンキャンパス運動」と銘打ち、キャンパス内の美化・修学環境の向上をめざして、各学科の研究室や学生団体、教職員の善意により清掃活動等が行われています。

今後とも環境美化にご協力願います。